

## 野田市農業委員会総会会議録（第4回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年4月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番	川 辺 茂	2番	山 田 賢 一
3番	筑 井 正	4番	齊 藤 和 夫
5番	石 塚 正 夫	6番	遠 藤 一 浩
8番	荒 木 大 輔	9番	染 谷 美 佐 夫
10番	宇 佐 見 稔 久	11番	後 藤 和 久
12番	鳩 貝 直 子		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 競（公）売買受適格証明願について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第6号 農用地利用集積等促進計画について

議案第7号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長

小島 信明

事務局長補佐  
農地農政係長  
主事

宮本 武志  
初見 利津子  
山代 紘平

**議長** ただいまから令和7年第4回野田市農業委員会総会を開会します。

吉岡 清美委員、体調不良のため、欠席です。

藤井 愛子委員、所用のため、欠席です。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることを報告します。

本日は議案第7号「令和7年度最適化活動の目標設定等について」を推進委員も含めて審議する必要がありますので出席していただいております。

なお、推進委員の方には、他の審議につきましても発言していただき、忌憚のない意見を、お願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

3番 筑井 正 委員

5番 石塚 正夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

**議長** 議案第1号、申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号、申請番号1番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で432平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は申請地から遠方に居住しており、また高齢で管理が困難なため。

受人は譲渡人からの要望のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**宇佐見委員** 今月は1班が担当で、4月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号、議案第2号、議案第3号、について遠藤委員が報告します。  
それでは、議案第1号 申請番号1番について遠藤委員から報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号1番について報告します。

申請地は畑1筆で、耕作されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号 申請番号2番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。申請地は、田3筆で2,916平方メートルとなっております。  
権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。  
以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号2番について報告します。

申請地は田3筆で、保全管理された農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で2,725平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。  
以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号3番について報告します。

申請地は田1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計865平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号4番について報告します。

申請地は畑2筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で892平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人と譲受人は、以前から農地法3条の賃貸借権を設定しており、今回、所有権移転するものです。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号5番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第1号の事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、畑2筆で3,932.44平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となっております。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から4番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆、田2筆で合計2,299平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は畑の場所653平方メートルと、田の場所1,646平方メートルの2か所が離れた所にあります。それぞれ市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、畑と田の両方とも保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、それぞれ周囲をフェンス及び単管パイプで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、融資証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で合計1,667平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、ハウスが建っていて耕作されている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、外周を鋼板で囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められま

す。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で445平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺をフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第3号「競(公)売買受適格証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

今回の証明願は、転用を目的としない農地法3条による公売に、参加しようとするものからの買受適格証明願となっております。

農地法第3条による公売となることから、3条の許可基準に基づき審査するものとなります。

申請地は、畑1筆で589平方メートルとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当はありません。

この申請は令和7年3月21日に受付をしております。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**遠藤委員** 申請番号1番について報告します。

申請地は畑1筆で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第3号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和44年12月頃から宅地として利用し、現在に至っております。

平成7年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長** ただいま議案第4号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第10条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和6年10月に亡くなっております。

申請地は、畑1筆で3,513平方メートルとなっております。

現地調査につきましては、令和7年3月27日に事務局2名と山田推進委員とで、確認し、当該生産緑地となっている農地は保全管理されている状況を確認しました。

また、近隣の居住の方に聞き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

以上です。

**議長** ただいま議案第5号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第6号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第6号の説明の前に、農用地利用集積等につきましては、農政課の職員に同席を依頼しております。

それでは、6ページをご覧ください。

野田市長より令和7年3月31日付けで、令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

7ページをご覧ください。

一括分でございますが、10年の貸借権及び使用貸借権設定が田1筆、畑6筆 合計6,852平方メートルとなっております。

次に8ページをご覧ください。

移転分でございますが、田4筆23,476平方メートルとなっております。

以上です。

**議長** ただいま議案第6号の事務局の説明が終わりました。質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

**後藤委員** 賃借料に「コシヒカリ」って書いてあるのは、現金じゃないってことですよね。

支払い方法はどうするんですか。

個別にやるってことなんですかね。

**農政課** 確認して、報告させていただきます。

**筑井委員** 俵じゃなくて、kgに統一するって話じゃなかったでしたっけ。

**農政課** それについても確認して、報告させていただきます。

**議長** ほかにございますか。

**山田委員** 8ページの2番、3番の人達は借り人も貸し人も同一住所なんですが、これは家族なのか、夫婦なのか、どういう関係で提出されてきたのか、教えてください。

どういう関係なんですかね。

**農政課** こちらにつきましても、確認してから後日、報告させていただきます。

**議長** ほかにございませんか。

これより議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 9ページをご覧ください。農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局長通知により、令和4年度からの最適化活動の目標設定等について、基本的な考え方が示されました。

農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和7年度の最適化活動の目標設定等を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表するものです。

10ページをご覧ください。

議案第7号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」ご説明いたします。

大きい1番 農業委員会の状況になります。

令和7年4月1日現在のものになりますが、1-1 農業委員会の現在の体制と、1-2 農家・農地等の概要になります。

ここで、修正が一つあります。

農業委員数の実数のところですが、40代以下のところ、0件とありますが、1件の間違いです。

修正をお願いします。

直近の農林業センサスは2020年のデータですが、2025年1月に最新の調査を実施しておりますので、次年度には最新の数字が表示できると思います。

また、農業構造動態調査につきましては、農政課で作成しているものですので、常に最新デー

タの確認をしております。

大きい 2 番 最適化活動の目標 その下 2-1 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積になりますが①現状及び課題といたしまして、これまでの集積面積 474.2ha に対して、管内の農地面積 2,560ha で割りますと集積率 18.5%となります。

このパーセンテージは過去 3 年と比べてもほぼ横ばいの数字です。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、高齢化による労働力低下と、後継者不足から年々農業従事者が減少している状況にあります。

その中で、いかに新規就農者のあっせんを図れるか、また地域農業の中心となる担い手の確保及び、育成を図れるかが課題ではないかと考えます。

11 ページをご覧ください。

②が農地の集積の目標値の設定になります。

今年度末の集積面積は、新規の集積面積を見込んだ 20ha と実績を合わせて 494.2ha と掲載しております。今年度末の集積率は集積面積の累計 D を農地面積 C の 2,560ha で割り、19.3%となっております。

続いて(2) 遊休農地の解消になりますが、①現状及び課題としまして、現状 4 月 1 日現在で市内の遊休農地 69.2ha あり、課題としましては、遊休農地の発生・防止に努めていくためには、農地所有者の意向を踏まえた上で、農地中間管理機構への貸付や、担い手・新規参入者への集積・集約化をどのように図るかが課題であると考えます。

次に②の目標ですが、令和 3 年度のスタート時における遊休農地面積が 80.9ha であり、それを 5 年で解消するための解消面積を表示しておりますので、16.2ha と掲載しています。

続きまして(3) 新規参入の促進になりますが、①現状と課題としまして、令和 4 年度、5 年度、6 年度の新規参入者の経営体数とその面積を掲載しています。

課題としては、高齢化による労働力の低下、後継者不足から年々農業従事者が減少する中で、市内・市外にかかわらず意欲ある担い手をどのように確保していくかが課題であると考えます。

②の目標といたしまして、権利移動面積を 4 年度から 6 年度まで掲載し、その平均値がでております。

権利移動面積は農地法 3 条と農業経営基盤強化促進法の利用集積計画による権利移動面積になります。

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、平均値の 1/10 が自動掲載されるようになっており、今回 4.2ha となっております。

次に 12 ページをご覧ください。

2 最適化活動の活動目標ですが、(1) 農業委員・推進委員が最適化活動を行う日数目標につきまして、1 人当たりの活動日数が月 13 日となっております。

(2) 活動強化月間の設定目標としまして、活動強化月間の設定回数を 4 回としています。

(3) 新規参入相談会への参加目標としまして、例年千葉県で主催する相談会に、パソコンの zoom を利用して参加しております。

令和 7 年度最適化活動の目標の設定等についての説明は以上となりますが、来月 5 月の総会におきましては、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の

公表について」を、ご審議いただく予定です。

以上となります。

**議長** ただいま議案第7号の事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

**筑井委員** 11ページの集積率51%ってのは、どこからの数値なんですか。

**事務局** 千葉県からでている数値になります。

**筑井委員** もう1点、新規参入の件ですが、私たちが関わってきた関宿三軒家の、新規参入の方と、坂東市の方、耕作が進んでないんですよ。

中間管理機構からの貸付けの方は行方不明みたいになってるし、板東の方もなんにも耕運してないし。

そこら辺を通ると地主さんに会って、どうなってるんだと言われるんですけど、農政課に言っても、農業委員会に言っても、中間管理機構からはなんの音沙汰もないし。

ああいう状態が続くようじゃ、我々も地元の方と一生懸命つなぎ合わせても、困っちゃうんですよね。

**事務局** 中間管理機構に関しては、農政課を通して強く言っていきたいと思います。

**議長** ほかにございますか。

**岡田推進委員** 10ページの農業委員の中の「中立委員」ってのはなんなんですか。

**事務局** これは農家ではないという、筑井さんと藤井さんですね。

**議長** よろしいですかね。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

**議長** 報告事項に移ります。

「報告第1号から第6号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第1号から報告第6号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから4ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、8件受理しております。

次に5ページ、6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、7件受理しております。

次に7ページから11ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、15件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に12ページから14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、1件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条の規定による合意解約について、2件提出がありました。

次に16ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について、2件提出がありました。

以上となります。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 40分)